

船舶事故調査報告書

平成24年3月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年9月25日（日） 15時36分ごろ
発生場所	宮崎県日南市外浦港 <small>にちなん とのうら</small> 外浦港防波堤灯台から真方位332° 200m付近 （概位 北緯31° 30.9′ 東経131° 22.6′）
事故調査の経過	平成23年11月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 旅客船 なんごう ^ツ 2、18トン 271-25059宮崎、有限会社海洋レジャー企画 11.93m (Lr) × 4.97m × 2.60m、鋼 ディーゼル機関2基、161.80kW（合計）、平成3年11月 最大搭載人員 旅客50人、船員3人計53人 B プレジャーボート みお丸、5トン未満 295-40656宮崎、個人所有 5.20m (Lr) × 1.30m × 0.60m、FRP ディーゼル機関、13.24kW、昭和56年2月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 32歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年12月22日 免許証交付日 平成23年4月21日 （平成28年4月20日まで有効） B 船長B 男性 71歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月19日 免許証交付日 平成20年3月5日 （平成25年4月21日まで有効）
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 右舷中央部に亀裂を伴う擦過傷
事故の経過	A船は、水中の魚類を観察する観光船であり、船長Aほか1人が乗り組み、旅客4人を乗せ、外浦港の観光船発着場所を出航し、船長Aが、操舵室の中央にある操舵席に腰を掛けて手動操舵を行い、約4～5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で発着場所の南方75m付近に東西

	<p>方向に築造された突堤（長さ約100m）の先端付近を外浦港防波堤灯台の東方（以下「港口」という。）に向けて南南東進していたとき、右舷船首500m付近に港口に向けて反航するB船を視認した。</p> <p>船長Aは、B船が蛇行しながらA船と左舷を対して通過する態勢で接近してきたので、B船に注意を喚起するつもりで汽笛により短音を1回鳴らし、B船を注意深く見守りながら航行した。</p> <p>船長Aは、B船が左舷船首200m付近に接近したとき、B船の船首甲板で1人が作業をしているのを認めたので、B船の操舵室に操船者がいるのだろうかと思いき、短音を5回鳴らし、機関の回転数を徐々に下げて減速した。</p> <p>船長Aは、B船がA船の左舷後方に位置する外浦港の奥にある^{さかえまつ}栄松の船だまりに向かうものと思いき、左舷側の通過距離を広げようとして針路を右に転じ、突堤の南方にある防波堤側に寄せたが、汽笛を鳴らしたのちも、B船が、針路を転じるなどの動作をとらず、A船の左舷側に接近して通過する態勢で航行した。</p> <p>船長Aは、B船が左舷船首30m付近に接近したとき、機関を中立として汽笛により長音を鳴らしたところ、B船が左転を始めてA船の前路に接近してきたので、機関を後進にかけたが、平成23年9月25日15時36分ごろ、外浦港防波堤灯台から真方位332°200m付近において、A船の左舷船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、定係地である外浦港防波堤北側の船だまり（以下「B船係留場所」という。）に向かうため、船長Bが、船室の後方で両舷のブルワーク上に渡した板に座り、右手で舵棒を握って手動操舵を行い、船室によって前方が視認できない状況で、約2～3knの速力で港口に向けて航行した。</p> <p>B船は、港口を通過して北北西進中、船長Bが、左舷側にあるB船係留場所の方を見ていたので、前方から接近するA船に気付かず、また、機関音によりA船が鳴らした汽笛にも気付かずに航行し、B船係留場所への入口の沖を通過したのち、同入口に向けて左転を始めた。</p> <p>同乗者は、船首甲板で船尾方向を向いて釣り道具の後片付けを行っていたとき、前方からA船の汽笛音が聞こえ、前方約5～6mに接近したA船に気付いて大声で船長Bに知らせた。</p> <p>船長Bは、同乗者の大声を聞いて前方至近に接近したA船に気付き、減速したが、両船が衝突した。</p> <p>B船は、停止したA船の周りを1周し、船長Aに声を掛けたのちにB船係留場所へ向かった。</p> <p>船長Aは、会社へ事故の発生を連絡し、損傷状況を確認したのち、観音埼沖の遊覧に向かった。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本事故発生場所は、B船係留場所への入口から北方（港奥側）約50mのところであった。</p> <p>船長Aは、A船の運航などについて約1か月間の研修を受けたのち、平成23年7月からA船の船長として乗船していた。</p> <p>船長Bは、30数年前から船釣りを行っており、漁船として使用されて</p>

	<p>いたB船を購入し、月に3回程度釣りに出掛けていた。</p> <p>B船の操舵は、船尾甲板で舵棒を操作することによって行っており、クラッチレバー及びスロットルレバーは船室後部に装備されていた。</p> <p>船長B及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>九州沿岸水路誌によれば、次のとおりであった。</p> <p>外浦港は、都井岬の北北東方9マイル付近から北北西方へ約1マイル湾入する港則法適用港である。この港は奥行きが深く、周囲は山で囲まれているため、港内は静穏である。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、外浦港において港口に向けて南南東進中、船長Aが、左舷を対して通過する態勢のB船に汽笛信号を行い、減速して航行していたところ、B船がA船の前路に向けて左転し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、外浦港においてB船係留場所に向けて北北西進中、船長Bが、左舷側にあるB船係留場所に注意を向け、見張りを行っていなかったことから、左舷前方から接近するA船に気付かず、B船係留場所に向けて左転したので、A船の前路に向けて航行することとなり、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、外浦港において、A船が南南東進中、B船が北北西進中、船長Bが、左舷側にあるB船係留場所に注意を向け、見張りを行っていなかったため、左舷前方から接近するA船に気付かず、B船係留場所に向けて左転したので、A船の前路に向けて航行することとなり、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、一方向のみに注意を向けることなく、全周の見張りを行うこと。 	